



2026年2月26日

各位

会社名 **スター精密株式会社**  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 佐藤 衛  
コード番号 7718 東証プライム  
問い合わせ先 取締役 専務執行役員 機械事業部・特機事業部担当兼コーポレート本部長  
佐藤 誠悟  
TEL. 054-263-1111

### 株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議のお知らせ

当社は、2026年1月28日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2026年1月28日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案とおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年3月12日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年3月13日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2026年1月28日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類  
普通株式
- ② 併合比率  
当社株式 8,652,350 株を 1 株に併合いたします。
- ③ 併合の効力発生日  
2026年3月17日
- ④ 減少する発行済株式総数  
48,481,329 株
- ⑤ 効力発生前における発行済株式総数  
48,481,334 株（自己株式を含みます。）
- ⑥ 効力発生後における発行済株式総数  
5 株

⑦ 効力発生日における発行可能株式総数

20 株

⑧ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、ソルスティシア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び Taiyo Unleash Acrux Holdings, LP（以下「本ファンド」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却については、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び本ファンドのみとすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われること、及び当社株式が 2026 年 3 月 13 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前営業日である 2026 年 3 月 16 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者による当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 2,210 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

ソルスティシア株式会社（公開買付者）

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となることを見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金を株式会社静岡銀行（以下「静岡銀行」といいます。）から 70,600,000,000 円を限度とした借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）を行うこと、及び本ファンドから出資を受けることにより賄うことを予定しているところ、当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が 2025 年 11 月 13 日に提出した公開買付届出書及びそれに添付された静岡銀行から公開買付者への同日付融資証明書、並びに公開買付者に対して 5,500,000,000 円を限度として出資を行う用意がある旨の本ファンドによる 2025 年 11 月 12 日付融資証明書及び本ファンドに対して 5,500,000,000 円を限度として出資を行う用意がある旨の Taiyo Unleash Holdings, LP による 2025 年 11 月 12 日付融資証明書を確認し、その後、公開買付者及び静岡銀行の間で本銀行融資に係る融資契約が締結されたこと並びに本ファンドによる公開買付者に対する 5,500,000,000 円の出資が実行されたことを確認することによって、公開買付者における資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026 年 4 月上旬を目途に会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時

期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年4月下旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2026年6月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを予定しております。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

## 2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款一部変更（以下「本定款一部変更」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該定款一部変更の内容の詳細は2026年1月28日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、本定款一部変更は、本株式併合の効力発生日である2026年3月17日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合の効力発生日に、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなりますので、かかる点を明確にするため、定款第6条（発行可能株式総数）を変更します。
- (2) 本株式併合の効力発生日に、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなりますので、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止し、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式数の権利）及び第9条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行います。
- (3) 本株式併合の効力発生日に、当社株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び本ファンドのみとなり、また本株式併合後の端数処理により、当社の株主は公開買付者及び本ファンドのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなりますので、定款第13条（定時株主総会の基準日）及び第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行います。

## 3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2026年2月26日（木曜日）
② 整理銘柄指定日	2026年2月26日（木曜日）
③ 当社株式の最終売買日	2026年3月12日（木曜日）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2026年3月13日（金曜日）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2026年3月17日（火曜日）（予定）
⑥ 本定款一部変更の効力発生日	2026年3月17日（火曜日）（予定）

以上